

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月3日
【届出者の名称】	株式会社ティーガイア
【届出者の所在地】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
【電話番号】	03(6409)1111
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理第二本部長 森本 憲治
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ティーガイア (東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号) 株式会社ティーガイア 東海支社 (愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号) 株式会社ティーガイア 西日本支社 (大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出にかかる公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。平成25年3月期においては、株主の皆様に対する利益還元の一環として、平成24年5月に自己株式26,985株を取得し、平成23年4月に取得した自己株式91,000株と合わせた117,985株を平成24年5月に消却いたしました。今後も、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、既存事業の基盤強化と成長に向けた新たな事業分野に積極的に取り組みながら、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定的な配当の継続に努めてまいります。

かかる状況下、平成25年11月初旬頃、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。本書提出日現在の保有株式数23,345,400株、平成25年12月31日現在の発行済株式総数（78,988,400株）に対する割合29.56%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））より、その保有する当社株式の一部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による買い受けの可能性や当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い受けることは、過去にも実施してきたとおり資本効率の向上に寄与すること、かかる自己株式の取得を行う場合には金融機関からの借入れによって調達した資金の一部（9,000,000千円）を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても従前より設定している借入枠の利用であることから当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと、三菱商事が売却を希望する株式数が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主へ影響も想定されること等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることといたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎とすること、また、市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格はある一時点ではなく一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値1,240円（円未満四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円）の株価推移を考慮する必要があると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成25年12月下旬、三菱商事に対し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行った結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式（23,345,400株、発行済株式総数に対する割合29.56%）の一部である10,300,000株（発行済株式総数に対する割合13.04%）について応募する意向がある旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年1月31日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、10,400,100株（発行済株式総数に対する割合13.17%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値1,240円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円）の株価平均を踏まえていずれに対してもディスカウントを行った価格である850円とすることを決議いたしました。

なお、当社取締役である宮下修及び長谷川大幾は、三菱商事の業務執行者を兼務していることから、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の立場において三菱商事との事前の協議及び交渉には参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。

当社は三菱商事より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社株式（23,345,400株、発行済株式総数に対する割合29.56%）の一部である10,300,000株（発行済株式総数に対する割合13.04%）を本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を得ております。また、本公開買付けに応募しない当社株式（13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.52%）については、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日現在において、当面は保有する意向であると伺っております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

78,988,400株(平成25年12月31日現在)

(注) 「発行済株式の総数」には、平成26年1月1日から本書提出日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	10,400,100	8,840,085,000

(注) 取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、13.17%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(4)【その他(-)】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成26年2月3日(月曜日)から平成26年3月3日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	平成26年2月3日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金850円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際して、当社株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎とすること、また市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格とはある一時点ではなく一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値1,240円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円)の株価推移を考慮する必要があると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで当社は、平成25年12月下旬、三菱商事に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行った結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式(23,345,400株、発行済株式総数に対する割合29.56%)の一部である10,300,000株(発行済株式総数に対する割合13.04%)について応募する意向がある旨の回答を得られました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、平成26年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、10,400,100株(発行済株式総数に対する割合13.17%)を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、買付価格は一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値1,240円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円)の株価平均を踏まえていずれに対してもディスカウントを行った価格である850円とすることを決議いたしました。</p> <p>買付価格である850円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,246円に対して31.78%(小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。)、平成26年1月30日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,240円に対して31.45%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円に対して24.85%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円に対して18.89%、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円に対して15.76%のディスカウントをそれぞれ行った価格となっております。また、買付価格である850円は、本書提出日の前営業日である平成26年1月31日の当社株式の終値1,263円に対して32.70%のディスカウントを行った価格となっております。</p> <p>なお、当社が平成23年3月1日から同年4月4日を買付け等の期間として実施した自己株式の公開買付けにおける買付け等の価格は1株につき140,000円(当社は平成24年10月1日を効力発生日として1株を200株とする株式分割を実施しておりますので、当該株式分割を考慮した価格は1株につき700円となります。)ですが、当該公開買付け及び本公開買付けのいずれも日々変動する当社株式の市場株価を算定の基礎としていることから買付け等の価格は相違しております。</p>

算定の経緯

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。平成25年3月期においては、株主の皆様に対する利益還元の一環として、平成24年5月に自己株式26,985株を取得し、平成23年4月に取得した自己株式91,000株と合わせた117,985株を平成24年5月に消却いたしました。今後も、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、既存事業の基盤強化と成長に向けた新たな事業分野に積極的に取り組みながら、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定的な配当の継続に努めてまいります。

かかる状況下、平成25年11月初旬頃、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である三菱商事より、その保有する当社株式の一部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による買い受けの可能性や当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い受けることは、過去にも実施してきたとおり資本効率の向上に寄与すること、かかる自己株式の取得を行う場合には金融機関からの借入れによって調達した資金の一部(9,000,000千円)を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても従前より設定している借入枠の利用であることから当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと、三菱商事が売却を希望する株式数が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主へ影響も想定されること等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることといたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎とすること、また、市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格はある一時点ではなく一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値1,240円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円)の株価推移を考慮する必要があると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成25年12月下旬、三菱商事に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行った結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式(23,345,400株、発行済株式総数に対する割合29.56%)の一部である10,300,000株(発行済株式総数に対する割合13.04%)について応募する意向がある旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、10,400,100株(発行済株式総数に対する割合13.17%)を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、買付価格は一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日の前営業日である平成26年1月30日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値1,240円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,131円、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,048円、同過去12ヶ月間の終値の単純平均値1,009円)の株価平均を踏まえていずれに対してもディスカウントを行った価格である850円とすることを決議いたしました。

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,400,000(株)	- (株)	10,400,000(株)
合計	10,400,000(株)	- (株)	10,400,000(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(10,400,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(10,400,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行なわないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(注2)

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	8,840,000,000
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	8,863,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(10,400,000株)に、1株当たりの買付価格(850円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金

	預金の種類	金額(千円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	9,906,475
	計	9,906,475

(注1) 上記預金等合計9,906,475千円には、下記借入金合計9,000,000千円が含まれております。

届出日前の借入金

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	銀行	-	当座貸越 上限:200億円 期間:平成25年9月30日から1年間 金利:TIBOR+0.25% 担保:無し	2,400,000
1	銀行	-	当座貸越 上限:100億円 期間:平成25年8月30日から1年間 金利:TIBOR+0.3% 担保:無し	2,200,000
1	銀行	-	当座貸越 上限:100億円 期間:平成25年9月28日から1年間 金利:TIBOR+0.3% 担保:無し	2,200,000
1	銀行	-	当座貸越 上限:65億円 期間:平成25年11月28日から1年間 金利:TIBOR+0.3% 担保:無し	2,200,000
2	-	-	-	-
計				9,000,000

(注2) 上記借入金は、当社が取引金融機関との間で締結している当座借越契約等に基づき、従前より設定している借入枠の一部であり、本公開買付けの買付け等に要する資金のみを「金額(千円)」欄に記載しております。

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年3月26日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年3月3日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成26年3月25日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（４）【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「（1）法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「（2）公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

9【その他買付け等の条件及び方法】

（１）【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（10,400,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（10,400,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付け期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに、公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

三菱商事より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社株式（23,345,400株、発行済株式総数に対する割合29.56%）の一部である10,300,000株（発行済株式総数に対する割合13.04%）を本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を得ております。また、本公開買付けに応募しない当社株式（13,045,400株、発行済株式総数に対する割合16.52%）については、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年1月31日現在において、当面は保有する意向であると伺っております。

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成25年 8月	平成25年 9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年 1月
最高株価(円)		1,043	1,059	1,034	1,110	1,188	1,288
最低株価(円)		880	940	908	960	1,053	1,159

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) 平成24年 6月21日 関東財務局長に提出

事業年度 第22期(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) 平成25年 6月20日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第2 四半期(自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月30日) 平成25年11月 8日 関東財務局長に提出

事業年度 第23期第3 四半期(自 平成25年10月 1日 至 平成25年12月31日) 平成26年 2月10日を目処に
関東財務局長に提出予定

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

- 株式会社ティーガイア
(東京都渋谷区恵比寿四丁目 1番18号)
- 株式会社ティーガイア 東海支社
(愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号)
- 株式会社ティーガイア 西日本支社
(大阪府大阪市北区堂島一丁目 6番20号)
- 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)